

新型コロナウイルス感染症対策事業補助金について

資料4-7

【事業概要】

保育所において、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、保育を継続的に提供していくため、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を実施していくために必要な経費のほか、マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入、施設等の消毒などの経費等を補助する。

【事業の対象期間】

令和4年4月1日 ～ 未定

※終了時期に関しては現在検討中です。

【補助基準額】

補助基準額	一時保育事業なし	一時保育事業あり
定員 59人以下	60万円	90万円
定員 60人以上	75万円	105万円

※一時保育実施施設については、令和4年度における利用者数が一定程度以上の場合となります。

※分園については、本園と合わせて上記の金額となります。

新型コロナウイルス感染症対策事業補助金について

【事業内容】

- ①職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費、研修受講等）

（「かかり増し経費」の具体的な内容）

- 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、法人（施設）の給与規定に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金

※手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものであること。

※手当の支給に伴い増加する法定福利費については、当該かかり増し経費に計上いただけます。

- 施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援

※物品等の例：手荒れ防止用ハンドクリーム、マスク、帽子、エプロン、手袋等

- ②マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入、施設等の消毒などの経費等

【重要事項】

- ・かかり増し経費に積極的にご活用いただき、特別手当等で支給するようご協力ください。
- ・法人（施設）が購入したマスク等の物品を職員に配布する場合は、かかり増し経費となりません。

新型コロナウイルス感染症対策事業補助金について

【対象施設の要件】

本補助金の交付にあたり、以下の要件を満たしていることが必要となる。

◎ 次に掲げる例のような対策により、感染症拡大防止の徹底に努めていること

- ・保護者との連絡等におけるICTの活用
- ・保育等の提供に係る遊具の消毒や、子どもが密集する状況を作らない等の工夫を図るために必要な保育補助者等の雇上げ
- ・感染症対策計画の策定、職員の体調管理や新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCAA)の活用

◎ 本事業については、保育所等が感染症対策を徹底しつつ、保育の提供等の継続に御尽力いただいている職員の方々に対する支援として、原則、「かかり増し経費」に活用すること。

【注意事項】

国の方針をふまえながら進めてまいりますので、本市における取扱いの詳細については、改めてお知らせいたします。